

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、  
翌日と日替は、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（五件）（〃）

県営土地改良事業の工事の完了（〃）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十八号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）熊田地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧

に供する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）与一谷地区農業用排水	昭和六十三年三月三十一日
"	落合地区 "	"
"	北方地区 "	"
"	原地区 "	"
"	団体営農業用河川工作物応急対策事業七ヶ堰地区 "	"
"	小原地区 "	昭和六十二年三月三十一日
"	法勝寺地区 "	昭和六十年三月三十一日
"	団体営ため池等整備事業馬場地区ため池等整備	昭和六十三年三月三十一日
"	西地区 "	昭和六十一年三月三十一日
"	団体営かんがい排水事業絹屋地区農業用排水	昭和六十二年三月三十一日

鳥取県告示第七百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月四日

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
会見町	農村地域農業構造改善事業会見（繩手）地区農道舗装	昭和五十八年三月三十一日
"	地区 "	"
"	地区 "	"
"	地区 "	"
"	地区 "	"
"	地区 "	"
"	地区 "	"
"	地区農道整備	昭和六十年三月三十日
"	会見（鶴田）	"
"	会見（朝金）	昭和五十九年三月三十一日
"	会見（田住）	"
"	会見（田住）	昭和六十二年十二月十五日

鳥取県告示第七百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岸本町	地区再編農業構造改善事業吉定地区暗きよ排水	昭和五十七年三月三十一日
"	単県土地改良事業大手地区農道整備	"
"	団体宮ため池等整備事業小林地区ため池等整備	昭和五十八年三月三十一日
"	土地改良総合整備事業(小規模排水)坂長地区暗きよ排水	昭和六十年三月三十日
"	農村総合整備モデル事業岸本(遠藤)地区農道整備	"

鳥取県告示第七百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
中山町	落葉果樹産地整備事業長野地区農道整備	平成元年三月十日
"	土地改良総合整備事業(地域改善)春日地区	昭和六十二年三月二十五日

"	"	"
"	畑地かんがい	"
"	団体宮農道整備事業下甲地区農道整備	昭和六十一年十二月十日
"	団体宮ため池等整備事業退休寺地区ため池等整備	昭和五十九年四月三十日
"	農村地域定住促進対策事業住吉地区かんがい排水	昭和五十八年十二月十日

鳥取県告示第七百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
佐野川土地改良区	団体宮かんがい排水事業佐野川地区農業用排水	平成元年三月二十日

鳥取県告示第七百二十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和

二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農道等補修光徳地区農道整備	昭和五十三年十月三十一日
県営ため池等整備事業財ヶ谷地区ため池等整備	昭和五十八年三月二十日
県営開拓地整備事業光徳第二地区農道整備	昭和五十八年九月十日
県営かんがい排水事業深田川地区農業用排水	昭和六十年三月三十一日
" 五千石井手地区 "	平成元年三月二十日
県営ため池災害関連特別対策事業寺谷地区ため池等整備	平成元年三月二十五日

鳥取県告示第七百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十二月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第八百二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成南町一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

鳥取県告示第七百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年五月十九日 鳥取県指令受米土維第九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上後藤字半内沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三

遠藤宗一

鳥取県告示第七百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年八月十日 鳥取県指令受倉土維第十二一一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字鋤字早焼田及び大字美好字約樋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五五八一

東伯町農業協同組合

組合長理事 花本美雄

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年七月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	ラッキーチャンス	株式会社平和
	ビッグサンダー	
回胴式遊技機	ゼウス	大東音響株式会社
	ゴールドベンハー	